

# 令和6年度 八郎潟町住まいづくり支援事業

## ～リフォーム・空き家購入をお考えの方に～

移住・定住世帯や子育て世帯に対する住宅支援及び空き家の有効活用による定住促進として、住まいづくり支援事業を実施します。

家を直す人

最大 **30万円** の補助！



空き家を買う人

最大 **100万円** の補助！



補助の種類	子育て世帯への リフォーム支援 (持ち家型)	移住・定住世帯への リフォーム支援 (定着回帰型)	中古住宅購入者への支援 (リフォーム等含む)
対象者	18歳以下の子2人以上と同居の親子世帯	町外から町内に住所を移動しようとする方を含む世帯等	空き家を購入する世帯
補助額 (千円未満 切り捨て)	補助対象額の <b>15%</b> 上限 <b>30万円</b>	補助対象額の <b>15%</b> 上限 <b>30万円</b>	補助対象額の <b>50%</b> 上限 <b>40万円</b> 加算要件※に該当する場合 最大額 <b>100万円</b>
対象工事等	リフォーム・増改築工事など	リフォーム・増改築工事など	中古住宅購入費用及び リフォーム・増改築工事など
対象外工事	①公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事 ②門・堀等、いわゆる外構工事（補助対象工事に関わる工事を除く） ③住宅用太陽光発電システムの設置工事 ④他の補助制度を利用し、その制度で重複計上が認められていない工事 ⑤その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事		
※加算要件は、以下の通りとなっております。 ・子育て世帯加算（18歳以下の子と同居の場合） 20万円加算 ・移住・定住世帯加算（移住・定住世帯の場合） 20万円加算 ・空き家バンク登録物件加算（町の空き家バンク登録物件を取得した場合） 20万円加算			

**重要**

【受付】「令和6年4月15日（月）から受付」を開始します。

※予算に達した場合、申請の受付を終了します。

- 補助金の申請は、一回限りです。過去に町のリフォーム関係補助金の交付を受けた方は申請できません。※ただし、子育て世帯（持ち家型）、移住・定住世帯（定着回帰型）は、過去に町のリフォーム事業で交付を受けた補助金額が上限額に達していない場合、ご利用いただけます。
- 補助を受けるための必要事項をお知らせしますので、リフォームや空き家購入をお考えの方は、契約や工事前に一度ご相談ください。また、補助金の交付申請は、工事に着手する前に提出してください。
- 申請には、工事前の写真が必要となりますので、撮り忘れにご注意ください。

## 必要な書類

※様式は八郎潟町ホームページに掲載しています。

### <補助金の交付を申請するとき>

子育て世帯 (持ち家型)	① 補助金交付申請書(様式第1-1号) ② 住民票謄本又は戸籍謄本(続柄が記載された申請日前3ヶ月以内に発行のもの) ③ 納税証明書(居住者全員) ④ 工事請負契約書又は請書の写し ⑤ 工事内訳明細書の写し ⑥ 補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の着手前の写真 ⑦ 併用住宅の場合、住宅の延べ面積が1/2以上(車庫、物置の面積を除く)であることがわかる図面 ⑧ 建築基準法第6条の規定による確認が必要な場合は確認済証の写し ⑨ その他町長が必要と認める書類
中古住宅購入等世帯 (空き家購入型)	☆ 申請書類①~⑨(①は様式第1-2号) ⑩ 建物の不動産登記簿謄本(登記事項証明書) ⑪ 購入した中古住宅の売買契約書の写し ⑫ 中古住宅の証明書(様式第4号)
移住・定住世帯 (定着回帰型)	☆ 申請書類①から⑨(様式第1-3号) ※ ②・住民票謄本又は戸籍の附票(県外居住時の住所が記載された申請日前3ヶ月以内に発行されたもの) ・申請者が移住者(配偶者)の親又は子である場合は、申請者と移住者(配偶者)との親子関係が確認できる戸籍謄本(申請日前3ヶ月以内に発行のもの)

### <完了の実績を報告するとき>

共通	① 完了実績報告書(様式第3号) ② 工事を行った住宅部分の施工中・施工後の写真 ③ 建築基準法による確認済証を受けた工事については検査済証の写し ④ 工事内容の変更により、補助金額の変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し、変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真 ⑤ 工事費用に係る領収書の写し ⑥ 補助金交付請求書(共通様式第4号) ⑦ リフォーム等工事後に転居する場合は、転居後の住民票謄本 ⑧ その他町長が必要と認める書類
----	---

**完了実績報告書の提出期限：令和7年3月17日(厳守)**

### 用語説明

- ・18歳以下の子…平成18年4月2日以降に生まれた子をいう。(令和6年度)
- ・移住・定住世帯…町外から町内に住所を移動しようとする世帯(町外から町内に住所を移動した日が、リフォーム等工事を契約した日(空き家購入型の場合は、中古住宅を取得した日)から起算して3年以内の世帯を含む)をいう。
- ・中古住宅購入…中古住宅(貸家を除く)を自己の居住用として購入(3親等以内の親族からの購入を除く。)し、前年度の10月1日以降に所有権を取得した(登記をした場合に限る。)者が対象となる。

申請・問い合わせ先：八郎潟町役場 建設水道課 住宅担当

TEL:018-875-5809